

◎新潟県告示第1142号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 南魚沼市立ゆきぐに大和病院
- 2 所 在 地 南魚沼市浦佐4115番地
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで